

動物用医薬品（メトロニダゾール）に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 26 年 3 月 18 日～平成 26 年 4 月 16 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
1	<p>膨大な資料は良く整理されています。以下の意見を述べさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原虫治療薬としては優れた治療薬の一つです。当医薬品は長期投与するものではないので、いろいろな長期反復毒性試験における結果をヒトに当てはめるのは極めて難しいでしょう。 2. よって、ヒトにおける原虫治療薬としては特に問題はないと考えます。 3. しかし、食品添加物などへの応用は、健康なヒトへの無差別曝露というリスクがあります。当物質については、諸毒性が判明しているのみならず、 4. 経済動物における残留量の確認がなされた試験が行われていません。 5. つまり、健康なヒトへの無差別曝露というリスクは極めて高いことが視われます。 6. 従って、食品などへの応用を考えるのであれば、それなりの科学的試験をした後、当物質に対し包括的な判断をすべきと考えます。 	<p>1～6. について 御意見ありがとうございました。 食品安全委員会では、食品中の残留動物用医薬品について食品健康影響評価を行っております。</p> <p>食品安全委員会は、本剤については遺伝毒性発がん物質であることが否定できないことから、「ADIを設定することは適当でない」と評価したところであり、リスク管理機関において、食品に残留しないようリスク管理する必要があるものと考えます。したがって、今回の評価結果に基づき適切なリスク管理措置が実施されることにより、安全性は十分に担保できます。</p> <p>なお、メトロニダゾールは食品添加物としての使用は認められておりません。</p> <p>いただいた御意見は、リスク管理機関である厚生労働省にも伝えます。</p>

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。